

(掲示)

X i サービス契約約款の一部改正

〔改 正〕		〔現 行〕																																												
第1章～第14章 (略)		第1章～第14章 (略)																																												
料金表 (略)		料金表 (略)																																												
第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)		第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)																																												
第1～第2 (略)		第1～第2 (略)																																												
第3 通信料 1 適用		第3 通信料 1 適用																																												
通 信 料 の 適 用		通 信 料 の 適 用																																												
(1)～(8)の2 (略)	(略)	(1)～(8)の2 (略)	(略)																																											
(8)の2 データ 通信モードの定 額通信料の適用 等	<p>ア Xi契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、Xiサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。)に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。)を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定額通信料 (月額)</th> <th>定額上限値</th> <th>上限 回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シ ン グ ル パ ッ ク</td> <td>データSパック 3,500円 (3,780円)</td> <td>2GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>データMパック 5,000円 (5,400円)</td> <td>5GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>データLパック 6,700円 (7,236円)</td> <td>8GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック</p>	区 分	定額通信料 (月額)	定額上限値	上限 回線数	(略)	(略)	(略)	(略)	シ ン グ ル パ ッ ク	データSパック 3,500円 (3,780円)	2GB	10		データMパック 5,000円 (5,400円)	5GB	10		データLパック 6,700円 (7,236円)	8GB	10	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>ア Xi契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、Xiサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。)に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。)を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定額通信料 (月額)</th> <th>定額上限値</th> <th>上限 回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シ ン グ ル パ ッ ク</td> <td>データSパック 3,500円 (3,780円)</td> <td>2GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>データMパック 5,000円 (5,400円)</td> <td>5GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック</p>	区 分	定額通信料 (月額)	定額上限値	上限 回線数	(略)	(略)	(略)	(略)	シ ン グ ル パ ッ ク	データSパック 3,500円 (3,780円)	2GB	10		データMパック 5,000円 (5,400円)	5GB	10	(略)	(略)	(略)	(略)
区 分	定額通信料 (月額)	定額上限値	上限 回線数																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											
シ ン グ ル パ ッ ク	データSパック 3,500円 (3,780円)	2GB	10																																											
	データMパック 5,000円 (5,400円)	5GB	10																																											
	データLパック 6,700円 (7,236円)	8GB	10																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											
区 分	定額通信料 (月額)	定額上限値	上限 回線数																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											
シ ン グ ル パ ッ ク	データSパック 3,500円 (3,780円)	2GB	10																																											
	データMパック 5,000円 (5,400円)	5GB	10																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											

又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はらくらくパック（以下この欄において「データSパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのデータSパック等に係る定額通信料の支払いを要しません。

エ～マ（略）

ミ 当社は、共有回線群に属するX iに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったX iが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。

（ア）～（イ）（略）

（ウ）モノの（ウ）、ヤの（ウ）又はユの（ウ）に規定する条件を満たさなくなったとき。

（エ）（略）

メ（略）

モ チからメの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

（ア）シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。

（イ）（ア）の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のX i、X iユビキタス、FOMA（第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）又はFOMAユビキタス（第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）を、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線（13）に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。

（ウ）当社は、（ア）又は（イ）に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

- ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
- ② 申出又は指定のあったX i又はX iユビキタスが、既に他の共有回線群に属しているとき。
- ③ 申出又は指定のあったX i又はX iユビキタス（その契約者名義が法人であるときを除きます。）が、共有代表回線と同一の割引回線群（13）に規定するものをいいます。）に属していないとき。
- ④ 申出又は指定のあったX iユビキタス（その契約者名義が法人であるときに限ります。）に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）ではないとき。
- ⑤ 申出又は指定のあったX iの契約者名義が、共有代表回線の契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
- ⑥ 共有回線群を構成するFOMA又はX i（データ専用プランに係るものに限ります。）の数が2以上となるとき。

又はビジネスシェアパックのほか、データSパック、データMパック又はらくらくパック（以下この欄において「データSパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのデータSパック等に係る定額通信料の支払いを要しません。

エ～マ（略）

ミ 当社は、共有回線群に属するX iに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったX iが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。

（ア）～（イ）（略）

（ウ）モノの（イ）、ヤの（イ）又はユの（イ）に規定する条件を満たさなくなったとき。

（エ）（略）

メ（略）

モ チからメの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

（ア）シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。

（イ）当社は、（ア）に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

- ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
- ② 申出のあったX i又はX iユビキタスが、既に他の共有回線群に属しているとき。
- ③ 申出のあったX i又はX iユビキタス（その契約者名義が法人であるときを除きます。）が、共有代表回線と同一の割引回線群（13）に規定するものをいいます。）に属していないとき。
- ④ 申出のあったX iユビキタス（その契約者名義が法人であるときに限ります。）に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）ではないとき。
- ⑤ 申出のあったX iの契約者名義が、共有代表回線の契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
- ⑥ 共有回線群を構成するFOMA又はX i（データ専用プランに係るものに限ります。）の数が2以上となるとき。

⑦ (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたと
き。

⑧ そのX i が契約者以外の者の業務の用に供され、それが業と
して行われるものと当社が認めるものであるとき。

⑨ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ヤ チからメの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデー
タ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア) ファミリーシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定
額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定し
て当社に申し出ていただきます。

(イ) (ア)の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のX
i、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスを、共有
回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。
この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び
割引選択回線として指定すること並びに基本使用料の料金種別を
新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回
線に係る契約者の同意を得ていただきます。

(ウ) 当社は、(ア)又は(イ)に規定する申出があったときは、次
のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の
合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリー
シェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。

② 申出又は指定のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の
共有回線群に属しているとき。

③ 申出又は指定のあったXi又はXiユビキタス(その契約者
名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の
割引回線群(13)に規定するものをいいます。)に属していな
いとき。

④ 申出又は指定のあったXiの契約者名義が、共有代表回線の
契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する
ときを除きます。)

⑤ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業と
して行われるものと当社が認めるものであるとき。

⑥ (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたと
き。

⑦ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ユ〜フ(略)

(8)の3 データ
定額パックに
係る定額通信料
の月極割引
(ずっとドコモ
割)の適用

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているXiに係る定額通
信料について、当該料金月のそのXi契約に係る経過期間に応じ
て、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

(ア) (略)

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額 (月額)	
	データSパック又は らくらくパック	データMパック又は データLパック
120か月超え 180か 月まで	—	600円
180 か月超	600円	800円

⑦ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業と
して行われるものと当社が認めるものであるとき。

⑧ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ヤ チからメの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデー
タ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア) ファミリーシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定
額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定し
て当社に申し出ていただきます。

(イ) 当社は、(ア)に規定する申出があったときは、次のいずれか
に該当する場合を除いて、これを承諾します。

① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の
合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリー
シェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。

② 申出のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の共有回線
群に属しているとき。

③ 申出のあったXi又はXiユビキタス(その契約者名義が法
人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線
群(13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。

④ 申出のあったXiの契約者名義が、共有代表回線の契約者名
義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する
ときを除きます。)

⑤ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業と
して行われるものと当社が認めるものであるとき。

⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ユ〜フ(略)

(8)の3 データ
定額パックに
係る定額通信料
の月極割引
(ずっとドコモ
割)の適用

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているXiに係る定額通
信料について、当該料金月のそのXi契約に係る経過期間に応じ
て、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

(ア) (略)

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額 (月額)	
	データSパック又は らくらくパック	データMパック
120か月超え 180か 月まで	—	600円
180 か月超	600円	800円

	イ～エ（略）
(8) の 4～(24) (略)	(略)

第 4～第 6 (略)

第 2 表～第 6 表 (略)

別表 1～別表 9 (略)

附 則（平成26年 9 月10日経企第 862号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 9 月16日から実施します。
ただし、データLパックに関する部分は、平成26年 9 月19日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第 768号（平成26年 8 月25日）の附則第 3 項を次のように改めます。
3 この改正規定実施の日から平成26年12月31日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備（以下この附則において「特例対象端末設備」といいます。）を X i 契約者又はその関係者が購入した場合であって、その購入と同時にその購入者から指定のあった 1 の X i について、次の(1) 及び(2) 若しくは(3)（以下この附則において「特例適用条件」といいます。）の条件を満たす申込があった場合に、その指定のあった X i が特例適用条件を満たしていることを当社が最初に確認した日を含む料金月から起算して 3 料金月の間、その X i に係るデータMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックの定額上限値（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8) の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に 1 G B を加算する取り扱い（以下この附則において「データプラン得得キャンペーン」といいます。）を適用します。
(1) X i データプラン（スマホ/タブ）又は X i データプラン（ルーター）を選択していること。
(2) データMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択していること。
(3) 料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8) の 2 に規定する共有対象回線であって、その共有回線群（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8) の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8) の 2 に規定するものをいいます。）がデータMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択していること。
- 4 経企第 768号（平成26年 8 月25日）の附則第 5 項第 3 号及び第 4 号を次のように改めます。
(3) データMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを廃止したとき。
(4) 共有回線群に係る共有代表回線がデータMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを廃止したとき。

	イ～エ（略）
(8) の 4～(24) (略)	(略)

第 4～第 6 (略)

第 2 表～第 6 表 (略)

別表 1～別表 9 (略)

(掲示)

F O M A サービス 契約約款の一部改正

〔改 正〕		〔現 行〕																																												
第1章～第14章 (略)		第1章～第14章 (略)																																												
料金表 (略)		料金表 (略)																																												
第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)		第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)																																												
第1～第2 (略)		第1～第2 (略)																																												
第3 通信料 1 適用		第3 通信料 1 適用																																												
通 信 料 の 適 用		通 信 料 の 適 用																																												
(1)～(7)の2 (略)	(略)	(1)～(7)の2 (略)	(略)																																											
(7)の3 第2種 契約に係るデー タ通信モードの 定額通信料の適 用等	<p>ア 第2種契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、FOMAサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。)に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。)を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p style="text-align: center;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定額通信料 (月額)</th> <th>定額上限値</th> <th>上限 回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シ ン グ ル パ ッ ク</td> <td>データSパック 3,500円 (3,780円)</td> <td>2GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>データMパック 5,000円 (5,400円)</td> <td>5GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>データLパック 6,700円 (7,236円)</td> <td>8GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略) ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契</p>	区 分	定額通信料 (月額)	定額上限値	上限 回線数	(略)	(略)	(略)	(略)	シ ン グ ル パ ッ ク	データSパック 3,500円 (3,780円)	2GB	10		データMパック 5,000円 (5,400円)	5GB	10		データLパック 6,700円 (7,236円)	8GB	10	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>ア 第2種契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、FOMAサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。)に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。)を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p style="text-align: center;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定額通信料 (月額)</th> <th>定額上限値</th> <th>上限 回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シ ン グ ル パ ッ ク</td> <td>データSパック 3,500円 (3,780円)</td> <td>2GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>データMパック 5,000円 (5,400円)</td> <td>5GB</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略) ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契</p>	区 分	定額通信料 (月額)	定額上限値	上限 回線数	(略)	(略)	(略)	(略)	シ ン グ ル パ ッ ク	データSパック 3,500円 (3,780円)	2GB	10		データMパック 5,000円 (5,400円)	5GB	10	(略)	(略)	(略)	(略)
区 分	定額通信料 (月額)	定額上限値	上限 回線数																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											
シ ン グ ル パ ッ ク	データSパック 3,500円 (3,780円)	2GB	10																																											
	データMパック 5,000円 (5,400円)	5GB	10																																											
	データLパック 6,700円 (7,236円)	8GB	10																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											
区 分	定額通信料 (月額)	定額上限値	上限 回線数																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											
シ ン グ ル パ ッ ク	データSパック 3,500円 (3,780円)	2GB	10																																											
	データMパック 5,000円 (5,400円)	5GB	10																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											

約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はらくらくパック（以下この欄において「データSパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのデータSパック等に係る定額通信料の支払いを要しません。

エ～マ（略）

ミ 当社は、共有回線群に属するFOMAに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったFOMAが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。

（ア）～（イ）（略）

（ウ）モノ（ウ）、ヤの（ウ）又はユの（ウ）に規定する条件を満たさなくなったとき。

（エ）（略）

メ（略）

モ テからメの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

（ア）シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。

（イ）（ア）の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のXi、Xiユビキタス、FOMA（第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）又はFOMAユビキタス（第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）を、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線（3）に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。

（ウ）当社は、（ア）又は（イ）に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

- ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
- ② 申出又は指定のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の共有回線群に属しているとき。
- ③ 申出又はのあったXi又はXiユビキタス（その契約者名義が法人であるときを除きます。）が、共有代表回線と同一の割引回線群（13）に規定するものをいいます。）に属していないとき。
- ④ 申出又はのあったXiユビキタス（その契約者名義が法人であるときに限ります。）に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）ではないとき。
- ⑤ 申出又はのあったXiの契約者名義が、共有代表回線の契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
- ⑥ 共有回線群を構成するFOMA又はXi（データ専用プラン

約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、データSパック、データMパック又はらくらくパック（以下この欄において「データSパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのデータSパック等に係る定額通信料の支払いを要しません。

エ～マ（略）

ミ 当社は、共有回線群に属するFOMAに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったFOMAが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。

（ア）～（イ）（略）

（ウ）モノ（ウ）、ヤの（ウ）又はユの（ウ）に規定する条件を満たさなくなったとき。

（エ）（略）

メ（略）

モ テからメの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

（ア）シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。

（イ）当社は、（ア）に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

- ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
- ② 申出のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の共有回線群に属しているとき。
- ③ 申出のあったXi又はXiユビキタス（その契約者名義が法人であるときを除きます。）が、共有代表回線と同一の割引回線群（13）に規定するものをいいます。）に属していないとき。
- ④ 申出のあったXiユビキタス（その契約者名義が法人であるときに限ります。）に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）ではないとき。
- ⑤ 申出のあったXiの契約者名義が、共有代表回線の契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
- ⑥ 共有回線群を構成するFOMA又はXi（データ専用プラン

に係るものに限ります。)の数が2以上となるとき。

⑦ (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めるとき。

⑧ そのX i が契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。

⑨ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ヤ チからメの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア) ファミリーシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。

(イ) (ア)の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のX i、X i ユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスを、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。

(ウ) 当社は、(ア)又は(イ)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリーシェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。

② 申出又は指定のあったX i 又はX i ユビキタスが、既に他の共有回線群に属しているとき。

③ 申出又は指定のあったX i 又はX i ユビキタス(その契約者名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線群(13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。

④ 申出又は指定のあったX i の契約者名義が、共有代表回線の契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)

⑤ そのX i が契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。

⑥ (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めるとき。

⑦ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ユ～フ(略)

(7)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

(ア) (略)

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額 (月額)	
	データSパック又はらくらくパック	データMパック又はデータLパック
120か月超え 180か月まで	—	600円
180 か月超	600円	800円

に係るものに限ります。)の数が2以上となるとき。

- ⑦ そのX i が契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。
- ⑧ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ヤ チからメの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア) ファミリーシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。

(イ) 当社は、(ア)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリーシェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。

② 申出のあったX i 又はX i ユビキタスが、既に他の共有回線群に属しているとき。

③ 申出のあったX i 又はX i ユビキタス(その契約者名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線群(13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。

④ 申出のあったX i の契約者名義が、共有代表回線の契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)

⑤ そのX i が契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。

⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ユ～フ(略)

(7)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

(ア) (略)

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額 (月額)	
	データSパック又はらくらくパック	データMパック
120か月超え 180か月まで	—	600円
180 か月超	600円	800円

	イ～エ（略）
(8)～(24)（略）	（略）

第4～第6 （略）
第2表～第6表 （略）
別表1～別表10 （略）

附 則（平成26年9月10日経企第862号）
（実施期日）
1 この改正規定は、平成26年9月16日から実施します。
ただし、データパックに関する部分は、平成26年9月19日から実施します。
2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

	イ～エ（略）
(8)～(24)（略）	（略）

第4～第6 （略）
第2表～第6表 （略）
別表1～別表10 （略）